

CSR成否のカギ握る

リスクマネジメント

企業の社会的責任
が企業の重要な課題として浮上するなかで、リスクマネジメントと内部統制への取り組みはその成否のカギを握る。米国での企業不祥事はそれの重要性を再認識させることになったが、日本でもここにきてその対応が急速に進み始めた。

クラントン・ソーン・トングループのASG監査法人（本社・東京）の樋口哲朗、金子佐世子両氏は現状をレポートしている。

（3）

CSR（企業の社会的責任）が企業の重要な課題として浮上するなかで、リスクマネジメントと内部統制への取り組みはその成否のカギを握る。米国での企業不祥事はそれの重要性を再認識させることになったが、日本でもここにきてその対応が急速に進み始めた。クラントン・ソーン・トングループのASG監査法人（本社・東京）の樋口哲朗、金子佐世子両氏は現状をレポートしている。

ASG監査法人顧問 樋口 哲朗 氏



それがなぜ、このエソロン事件が起つたのか？いろいろな要素が考えられる。

エソロン事件

近くなって、銀行・オブ・アメリカがこの関係の株主訴訟において和解し、約六千九百万ドル（約七十五億円）を支払った。この事件をきっかけに、米国のみならず、全世界がこのテーマであるリスクマネジメントの出発点として、このエンロン事件を取り上げた。世界中がここから多くの学んだと思う。

今回のテーマであるリスクマネジメントの出発点として、このエンロン事件を取り上げたい。世界中がここから多くの学んだと思う。

ASG監査法人は、TDA（支払利息・税金）を中心とした米国の好景気のなかで、年金基金や投資信託などに代表される機関投資家の行動。彼らは自分たちの利益のために常に経営者にプレッシャーをかけた。米国は昔から株主重視の経営が

根付いていたのであるが、それがこれに拍車がかかりてしまう。この株主重視経営は、短期的な利益追求し、株価を上昇させ、株主価値を上昇させることが目的である。したがって、いつも足してもらひたいとしていたともいえる。

（3）

これが、これにともなって経営者自身への報酬もアップし、自分自身も満足していくであろう。このような状況下では一定の利益水準の維持が至上命令であり、損失計上は許されなかつたのかもしれない。

そこで、例えばEBITDA（支払利息・税金）ある。したがって、どんなに増加させ続けるかを企業経営の目的としてしまった。売り上げの倍増も可能だ。ただし、企業経営の目的としてしまったが、当然、適切な企業はそのままの報酬を得たが、それは経営者自らが行ったことだ。

しかし、M&Aにより、売上高・利益・総資産の増大を図り、そのような指標は向上し続けたのである。したがって、どん

かなか難しい。しかし、M&Aにより、売上高・利益・総資産の増大を図り、そのような指標は向上し続けたのである。したがって、どん

化学総合／基礎素材／アジア国際／高分子加工

NA、610Aとも一ヶ月当たり一千円で近づく。再度の値上がりが需要家との交渉を開始す

切ったとしている。

株主価値偏重ゆえの不正

経営者“権限”に大きな波紋

企業の社会的責任が企業の重要な課題として浮上するなかで、リスクマネジメントと内部統制への取り組みはその成否のカギを握る。米国での企業不祥事はそれの重要性を再認識させることになったが、日本でもここにきてその対応が急速に進み始めた。クラントン・ソーン・トングループのASG監査法人（本社・東京）の樋口哲朗、金子佐世子両氏は現状をレポートしている。

（3）

次回は6日付「サクスリーフ」に署名、法律として成立した。たった七ヶ月という短期間である。それだけ米国市場に対する投資家の信頼の回復がいかに大切である。

（3）

最近「リスクマネジメント」という言葉は、とても用いられてくる。会社におけるリスクマネジメントとは、一体何であるか。人によって、この「リスク」の定義が異なるのが現状である。国語辞典によると、「予期できない危険」と

CSR成否の力握る

リスクマネジメント

ASG監査法人顧問 樋口 哲朗 氏

か「危害や損害を受ける恐れがあること」など、する。この定義をビジネス業務のなかで展開してみると、意思決定がなされたことによる発生する予測される結果に内在する不確実性ともいえる。

最近の不確実性の高い時代では、このリスクをマイナス要因だけに注目するのではなく、プラス要因も含めたものとしてとらえ、マイナス要因の発生を抑え、プラス要因の獲得につなげる行動をとる必要があり、この一連の行為を「リスクマネジメント」と呼んでいる。これを会計的な観方からすると、損失や費用(ギャッシュ・アウト・フロー)の発生を抑えつつ、利益や収益(ギャッシュ・イン・フロー)の獲得

を目標とするものである。この目標を達成するためには、リスク業務のなかで展開してみると、意思決定がなされたことによる発生する予測される結果に内在する不確実性ともいえる。

リスクマネジメントと内部統制

評価の「物差し」明確に

米国COSOレポート「リスク多様化に対応

会社において、コントロールしたリスク、コの計量化は行われていないのが現状である。このリスクは、異なるリスクは異なつて、よって「高い、中位、低い」などのような区分を用いている。会社におけるリスクを抑える必要がある。②リスクの測定・評価

次に、認識したリスク

についてコントロール可

の基準となるルールを明

らかに掲げておこう。

③リスクへの対応

この評価されたリスク

価する物差しとして、そ

れでは内部統制を評

価する物差しとして、そ

れでは内部統制を評</p

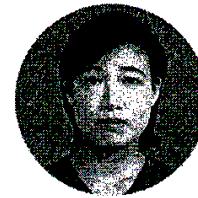
前回までに種田氏が企業改革法(サーベンス・オクスリー法=SO法)の概要について説明されたが、今回はよって、同法の要求する経営者の内部統制報告書に関連して、経営者および外部監査人に対する影響について述べる。

企業改革法の要求する

CSR成否の力 ギ握る

リスト

ASG監査法人マネジャー 金子 佐世子 氏



に経営者が監査証明するため、同法は、経営者が自ら、経営する企業における内部統制が適切に機能していることを文書化し、確かめることを要するとしている。確かめることのなかには、実際の取引を抽出して検証テストをすることが含まれておらず、経営者は自らの責任において、多くの取引テストを実施しなければならない。

会計監査を担当する監査法人は、この経営者の内部統制報告書に対しても証明し報告しなければならないが、経営者が自ら

実施すべき検証システムを会計監査人がその立場を保持しつつ実施することはできない。企業改革法では会計監査人である監査法人に非監査業務を厳しく禁じており、このようないくつかの内部統制検証業務（内部監査業務）は、非監査業務となるからである。

実施すべき検証システムを会計監査人がその立場を保持しつつ実施することはできない。企業改革法では会計監査人である監査法人に非監査業務を厳しく禁じており、このようないくつかの内部統制検証業務（内部監査業務）は、非監査業務となるからである。

場合において、米国企業はもとから組織ある内部監査部門として(会計監査人等の)監査法人と契約して、監査法人が監査する。一方、会計監査人は自らテストをして内制の有効性について

上場しない。
最近において私の
内に、
連携していける顧客で実績
として、404件対応の
プロジェクトを監査
者が中心になつて、
トロールし、文書化
スト、改善提案作成
階では非会計監査

の担当
をみる
のため
内部監
査部門
である
に、テ
内部監
査部門
つて、金世界の

た程度の
合が多くつ
た。先述した
対応するた
のとり方に
のオプション
計士を内
来からの内
ても同じ選
用した
であるが、
型の内部
関係会社

404系によつて
CEOと CFOに
監査証明が要求さ
れていた。それ以前
のままで内部監査の
つまじめ監査をあけ
引きをとつていた
業によって異なつ
べきだからであ

監査人の業務も厳格規定より詳細な知識必要に

結果として、企業改革法404条が要求する報告書のため、経営者の対応として、現有の社内リソースに対応するか、すべてアウトソースするか、もしくはその「コンサーション」とするか、三つのオプションから選択を行わなければならぬことが認められないが、外務省は、この監査報告書を提出する。これが、経営者の内部統制報告書が、経営者の内部統制報告書には説明報告を要求されており、大きな責任を負うことになったのである。会計監査人は、経営者の内部統制報告書の実施内容や改善提案対応内容が適切であるかの評価(Assessment)を行わなければならない。多くの監査法人が当該業務を行っている。そして会計監査を担当する監査法人は、同時に並行的あるいは、ツアードやつてきみーーへの外部監査人の関連性は、少しだけ段階から、そのまま日本での通訳を兼ねて、名程度の人間が、会計監査を担当する監査チームに、どのように動いている。から、サポートのために内部監査ツアードを行つたものであつた。

が承認し、地域担当のジョン・トローラー、さるのほか世界について責任を負うコントローラーやCFOまで報告があがること多かった。ここで「多かつた」というのは私の経験や知識の範囲内で述べてじぶんの制限のためわざわざしなく、企業に

関する知識が必要となるようになつた。

化学総合〈基礎素材〉・アシックス国際・高分子加工

第一回ノハント回十五
円、難燃ドアノンパウンド同二十五円、変性ポリ
上塗と塩ビ塗料関連
現行価格に交換し一结合起来
製品が同8%以上。同社

(3)☆

(第三種郵便物認可)

CSR成否の力が握る

リスクマネジメント

ASG監査法人マネジャー 金子 佐世子 氏

れたものから、購入・販売・人件費・固定資産管理、上場環境などを般的・個別の場合など、その内部監査の必要性に応じて多様に設定がされています。

おおきな経営者にとっては予算ありきで、内部監査に関する承認した予算の範囲内の日数・人員・経費で、その年の内部監査を実行させる必要がある。企業改革法の成立により、この発想というかプロセスは覆つたといつていい。すなわち、企業改革法の要索に応えるために、それだけの日数・人員・経費が必要になるのが先にきて、その情報を基に予算が組まれなければならなくなつたのである。外部の監査法人が企業の正確性検証といったスコープのたいへん限定さ

られたものから、購入・販売・人件費・固定資産管理、上場環境などを般的・個別の場合など、その内部監査の必要性に応じて多様に設定がされています。

おおきな経営者にとっては予算ありきで、内部監査に関する承認した予算の範囲内の日数・人員・経費で、その年の内部監査を実行させる必要がある。企業改革法の成立により、この発想というかプロセスは覆つたといつていい。すなわち、企業改革法の要索に応えるために、それだけの日数・人員・経費が必要になるのが先にきて、その情報を基に予算が組まれなければならなくなつたのである。外部の監査法人が企業の正確性検証といったスコープのたいへん限定さ

(3)

(第三種郵便物認可)

CSR成否の力が握る

リスクマネジメント 6

ASG監査法人マネジャー 金子 佐世子 氏

して把握すべきものといふ
うござんがされていく
ようである。

実は日本においても、今年四月一日、監査人の独立性の強化を織り込んだ改正公認会計士法が施行されている。同法が導入したと同様の規制が監査法人に対して、日本においても導入されている。しかしこの改正はあくまで公認会計士に関する法規制であつて、企業の経営者について企業改革法と同様の要求をするよる新法の成立。法改正は行われていない。

しかしながら企業改革法の規制の影響は大きく、米国風だけではない。企業改革法は、その目的を達成するため公開企業会計監視委員会 PCAOB (Publi-

卷之三十一

「ト
〇一年」PCC
同様の機関CPA
anadian
lic Acc
abilitv
r'd)が設立
Uでも100四
新規今(Dir-
ve)が提案
〇四年終わら

・ツ。国際 AOBと 営業 AB(C) り、
pub そんと
Boa マー
れだ。E あ
年三月に 繰
recti り、
れ、100 性
頗る 100

者への要求が厳しくなれば、それが一般的な見込みである。本でこの先、機関が設立され、どのような法律がPACAOか、PACAOの機関が設立されるので、企業改組のため、海外においては、またわからぬが、たしかに、最初に同じく同様の機関が設立されたのである。

EA が設立される。企業改
成が成立するよう努めな
い。少しは水準の拡大を
めにかかる。競争本位にな
る。一方で、競争力の強化
をめざす姿勢を堅持する。
このようにして、少しずつ
は経営環境が改善され、
企業の競争力が強化され
て、最終的には、企業の業
績が向上する。これが、企
業の成長のプロセスだ。

「明勢」の取り上げる分野は、国際財務報告規則(IFRS)に関する強化の経緯を考慮して、企業改革法が今後も与える影響に何らかの関連性があるものと想定される。たとえば、会計基準の変更による影響や、監査報告書の変更による影響などである。

明示告基
機関されて、が、重視され、る。アメリカは否かで受容され、る。日本は課題を解決して、る。日本は課題を解決して、る。

る。 ように国際的な労務報告の実現が、同種業者が全世界で統一化のための公私共の協力によって進められてきたものである。

この言葉は使われない。企業改革法で、コープレート・ストラクチャス（企業統治）の要事が議論された。この言葉は使われない。これが「トータル・リテラシー」の意味だ。

IAAは皆
機関があり
品質での
ジメントを確
定。日本企業
比肩してい
企業改革法
立とうとする
が、各企
業による内
部体制にし
て要され
る体制にし
て必要であ
る積極的な
の姿勢を示
しておる。

日本にも代表的な
国際的に同
様の法成
立たぬに
よる。ガバナンス
は、経営者
として取り組
みや意図が全
てこれ漫遊する
に重要な
キー・ワー
トである。

「ツップの姿勢」明示を 国際企業めざし体制整備へ

CAOBu 営者の要求が厳しくなり、経営者が高い水準のCPAB(C)
an Pub それらの要求をクリアしていけば、それだけその
ccount マーケットの信頼性が高
ty Boa まるので、企業改革法は今後も
された。E うるさい。四年三月に
の四年三月に 積極的には当初の目的通り
irecti り会計専門職への信頼性回復へ
素され、二〇 性、公開財務情報への信
頼性を回復し、証券市場

準（IFRS）に関する拡大強化の経緯を考えると、企業改革法が今後さらに与える影響に何か示唆を得られるのではないかと思う。

国からのリソースによる競争力が、各國での国際財務報告基準への収斂が進行している状況である。IOCは〇五年十一月期から日本で同基準が全面導入される。このように国際的に均質の財務報告の実現が必要

日本語すれば「トップ」
強化の必要性が議論される都度、この言葉は使われるようになつてゐる。導入後、「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」という言葉が掲げられていた。企業改革法の導入後、「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」

す。各企業の経営者が
Tone at th
e Top の重要性を
認識して、しつゝ「経営者
による内部統制報告書」
を要求されてもあくまで
体制としておくことが
必要であり、経営者から
の積極的な働きかけが期
待される。(おわり)